

# 公益社団法人子どもの発達科学研究所における 研究データ等の保存期間に関する細則

## (趣旨)

第1条 この細則は、「公益社団法人子どもの発達科学研究所における研究公正に関する規程（令和4年9月29日制定）」第6条第3項の規定に基づき、実験・観察ノート又は生データ等(以下「研究データ等」という。)の保存期間を定めるものとする。

## (保存期間)

第2条 論文等の形で発表された研究成果の元となった次の各号に掲げるものの保存期間は、当該論文等の発表から起算して、原則、5年間とする。ただし、研究データ等の保存に際し、保存が不可能ないしは著しく困難である場合又は保存のための費用や保存場所が膨大になるなど、社会通念上、止むを得ない理由がある場合は、この限りではないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究データ等の取扱いに特段の規程等がある場合は、その規程等に従うものとする。

## (定めのない事項の取扱い)

第3条 この規程に定めのない事項については、理事会等の意見を聞いて、代表理事が決定する。

附則 この規程は、令和4年9月29日から施行する。